

東京大学生産技術研究所 教授 公募要領

1. 職名・採用人数：教授 1名

2. 勤務形態：常勤（正職員） ※任期の定めなし

3. 所属：東京大学生産技術研究所 人間・社会系部門

4. 勤務場所：東京都目黒区駒場 4-6-1

変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規定第4条による）

5. 業務内容：人類の社会・経済を支える主要な交通手段で、情報通信や自動運転技術などの進展により大変革期にある自動車交通は、公共空間である道路上の歩行者、自転車、新モビリティなど多様な交通参加者との共存、あるいは道路以外の交通手段との連携・融合を強く要請されている。こうした多様な課題の解決と、モビリティのインフラ・システム将来像をデザインする交通工学分野の研究・教育。（研究分野：社会基盤-土木計画学，交通工学）。

とくに以下に積極的に取り組むことが望ましい。

- 本所の特徴である実社会と緊密に連携した研究・教育，とくに道路交通システムの課題解決に向けて，行政や産業界などの実務者との連携の推進
- 情報，機械，都市，エネルギーなどの工学分野，さらに，交通に関連する経済，経営，政策，制度など幅広い多様な分野との融合・連携研究の推進
- 国際協力・連携，国際共同研究，地域連携などの推進

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

6. 応募資格：博士の学位を有すること（国籍は不問）

7. 着任日：令和9年4月1日

※試用期間あり（6か月）

8. 給与：本学の就業規則に基づき，学歴・職務経験等を考慮し決定。昇給制度あり。

参考 教授／55万～ 賞与あり（年2回）

扶養手当，住居手当，通勤手当は，支給要件を満たす場合に本学の定めるところによる

9. 就業日：週5日勤務（月～金）

※土日，祝日法に基づく休日，年末年始（12月29日～1月3日）は休日

10. 就業時間等：専門業務型裁量労働制により，1日7時間45分，週38時間45分勤務したものとみなす

11. 休暇：年次有給休暇，特別休暇 など

12. 社会保険等：共済組合，雇用保険，労災保険については法令の定めるところにより加入

13. 提出書類：1) 履歴書（写真添付のこと）下記URLからダウンロードした書式を用いて下さい。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

- 2) 業績リスト（学術雑誌論文，審査付国際会議発表，その他学会発表，招待講演，総説・解説，著書，作品，特許等知的財産権，受賞，競争的研究資金の取得状況，その他強調したい業績などに分類して記載のこと。書式は問わない）
- 3) 主要な研究業績および社会貢献などの概要説明（A4 用紙 2 枚以内）
- 4) 主要な研究業績などに関連する主要論文 5 編以内の別刷（コピー可）
- 5) 本所における研究計画や抱負の概要（A4 用紙 2 枚以内）
- 6) 推薦書または照会可能者 2 名の氏名と連絡先，応募者との関係
- 7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰，行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（下記 URL からダウンロードして記入してください）

https://drive.google.com/drive/folders/1WyZtFYThRkP1_7XWq0vf23_eHWn-YtVx?usp=sharing

14. 公募締切日：令和 8 年 10 月 30 日（金）必着

15. 選考方法：書類による第 1 次選考を実施後，面接などによる第 2 次選考を行う。面接に必要な旅費，滞在費などは応募者の負担とする。

16. 書類送付先：各応募書類を PDF 化し，一つのフォルダに入れたものを圧縮した zip ファイルにして下記 URL の Google Form からアップロードすること（アップロードができない場合は問い合わせ先へご連絡ください）

<https://forms.gle/JCstX8x3hDVi5DB96>

17. 募集者名称：国立大学法人東京大学

18. その他：

- ・応募の秘密は厳守し，応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
- ・応募書類は，原則として返却いたしません。
- ・本学は男女共同参画を推進しており，業績評価において同等と認められた場合には，女性を積極的に採用します。（ポジティブ・アクション募集）
- ・受動喫煙防止措置の状況は敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）です。
- ・採用時点で，外国法人，外国政府等と個人として契約している場合や，外国政府などから金銭その他の重大な利益を得ている場合，外為法の定めにより，一定の技術の共有が制限され，結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合，当該契約・利益については，職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

19. 本件に関わる問い合わせ先：

東京大学生産技術研究所 大口 敬

E-mail: takog@iis.u-tokyo.ac.jp